

平成23年度 長浜ヨットハーバー空きバース利用申込要項

1. 申込できる方

すでに船舶を所有されている方、船舶を所有される予定の方（以下「本人」という。）で、当ヨットハーバーの施設および設備の現状（フェンス等で隔離されていない等）を承知し、ご自身で確実に船舶の管理ができる方で利用許可日と同時に契約手続きが可能な方。

2. 注意事項

- ① 利用申込手続きには、必ず本人がお越しください。（郵送、電話による受付はいたしません。）
- ② すでに船舶を所有されている方とは、その船舶の船舶検査証書の筆頭の船舶所有者を指します。
- ③ 船舶を所有される予定の方とは、利用契約締結後2ヵ月以内に船舶を所有し、かつその船舶を搬入できる方を指します。（上記の期限までに、所有された船舶の船舶検査証書を提出していただきます。提出されない方、また、この証書の名義が本人と同じでない方は利用資格を無効とします。）
- ④ 利用申込は、1法人1個人につき申込は1つとします。なお、住所を同一にする同居の親族による複数の申込はできません。（共同所有者も含み重複申込をされた時は、申込を無効とします。）
- ⑤ 利用申込手続きには、本人と判断できる自動車運転免許証等（写真付きのもの）と住民票（市内居住者のみ必要となります。）をご持参ください。※ ただし、市内居住者とは、利用申込み以前に長浜市民となった方をさします。
- ⑥ 申込者が偽り、またはその他不正の手段により利用申込をした場合は、その申込を無効とします。
- ⑦ 提出し受理された関係書類は返却しません。
- ⑧ 現在、長浜ヨットハーバー利用契約（共同所有者名簿中に記載されている人も含む。）をされている方の申込はできません。

3. ヨット等の要件

- ①陸置・係留の方法に応じ次に掲げる大きさを超えないこと。
陸置：長さ7メートル 幅2.7メートル
係留：長さ10メートル 幅4.5メートル
- ②プレジャーボートの場合は、環境対策型2サイクルエンジンまたは4サイクルエンジンに限ります。
- ③水上オートバイ(ジェットバイク)の利用(保管および乗入れ等)は、一切できません。

4. 契約期間 契約日から平成24年3月31日まで

5. 利用料金

区 分	陸置料(年額)		係留料(年額)	
	5m以下の船	5mを超える船	9m以下の船	9mを超える船
長浜市に住所がある個人・法人	50,000円	65,000円	60,000円	78,000円
長浜市外に住所がある個人・法人	75,000円	97,500円	90,000円	117,000円

※中途契約の利用料金については、月割の料金とします。

6. 申込受付期間 平成23年4月1日から平成23年12月28日まで

※必ず来館日の前日までにお電話ください。

午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日も受付できます。）

※ただし、祝祭日の翌日は休業です。

7. 受付場所および
お問い合わせ先 (財)長浜文化スポーツ振興事業団総務担当 長浜市大島町37番地
長浜文化芸術会館内 TEL 0749-63-7400

8. 利用申込必要書類等

①長浜ヨットハーバー利用申請書（長浜文化芸術会館にあります。）

②本人確認書類…自動車運転免許証、船舶操縦免許証等および住民票の写し
※住民票の提出は、市内居住者に限る（ただし、利用申込み以前に長浜市民となった方）

③契約しようとする船舶の船舶検査証書の写し（申込者本人が筆頭の船舶所有者であること。）
※ 船舶が共同所有である場合は、その名簿も必要。

④船検手帳の写し

⑤契約しようとする船舶の写真（横写し全景のもの）
※ 船舶を所有される予定の方は、同一型艇の写真またはカタログを提出してください。（無動力船の場合は長さ幅がわかるもの。）

⑥印鑑（訂正等に必要）

⑦誓約書（船舶を所有される予定の方のみ）